

千葉県報

定例
令和7年3月18日

主要目次

- 地方自治法に基づく公金事務の委託
 - 令和七年度国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数
 - 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
 - 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅について
 - 道路区域の変更（二件）
 - 道路の供用開始（二件）
 - 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（二件）
 - 公安委員会告示
 - 警備員等の検定の実施（二件）
 - 警備員検定合格者審査の実施
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）
 - 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出
 - 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等
- 九 八 七 五 三 三 三 二 二 二 二 一 一

告

示

千葉県告示第百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。

令和七年三月十八日

千葉県知事

熊谷

俊人

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定をし た日	委託をし た日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二七号	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第	令和六年四月一日	令和六年四月一日

株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地	百二十九号）に基づく資金の貸付けに係る元利償還金及び違約金		
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八			
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二一〇号			
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一			
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一			
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一			
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一一番二二			
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三三			

千葉県告示第百五十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九條第三項、第五項及び第八項、第十條第三項及び第六項並びに第十一條第三項及び第六項の規定により、令和七年度分の国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる医療費指数反映係数その他の係数を次のように定める。

令和七年三月十八日

係数の種類	係数の数値
医療費指数反映係数	〇・八

千葉県知事 熊谷 俊人

第 1 4 0 2 4 号			千 葉 県 報		令和 7 年 3 月 18 日（火曜日）	
千 葉 県 告 示 第 百 五 十 八 号			千 葉 県 告 示 第 百 五 十 六 号		千 葉 県 告 示 第 百 五 十 九 号	
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和三年三月十八日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和七年三月十七日付けで消滅した。			千 葉 県 環 境 保 全 条 例（平成七年千葉県条例第三号）第五十五条第一項の規定により、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針を別冊のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。		千 葉 県 環 境 保 全 条 例（平成七年千葉県条例第三号）第五十五条第一項の規定により、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針）は、令和七年三月三十一日をもって廃止する。	
令和七年三月十八日			令和七年三月十八日		令和七年三月十八日	
千 葉 県 知 事			千 葉 県 知 事		千 葉 県 知 事	
熊 谷 俊 人			熊 谷 俊 人		熊 谷 俊 人	
指定番号			指定する区域		埋立地の区分	
座―二三			市原市犬成字日向組四四五番一の一部並びに字馬谷八九〇番一の一部、八九〇番二の一部、八九一番一の一部、八九一番三の一部、八九一番四の一部、八九一番九の一部、八九二番一、八九二番二、八九三番、八九四番の一部、八九七番二の一部、八九七番三の一部、九〇〇番二及び九〇〇番四の一部		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地	